

経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	3
【議案第4号】平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	3
【議案第5号】平成27年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	4
【議案第23号】平成26年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	4
【陳情第8号】中・安沢線道路拡幅の陳情	5
【陳情第9号】中・安沢線道路拡幅の陳情	5
【陳情第10号】大型車両の市道前岡4号線通行禁止を求める陳情	6
【陳情第1号】特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情（継続）	8
【陳情第2号】「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情（継続）	9
【陳情第3号】国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情（継続）	10
【陳情第4号】「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情（継続）	12
【陳情第5号】片岡駅利便性向上に関する陳情（継続）	13
【陳情第7号】長峰公園に野外ステージの設置を求める陳情（継続）	16
【委員長報告】	17
【閉会】	17

1 日 時

平成27年9月11日（金） 午前10時31分（開会）～午後4時24分（閉会）

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 宮本 妙子

副委員長 伊藤 幹夫

委員 中里 理香、藤田 欽哉、佐貫 薫

中村 久信、守田 浩樹、大貫 雄二

4 欠席委員 なし

5 説明員（24名）

(1) 農業振興課（4人）

①農業振興課長 荒巻 正 ②地籍調査班長 大森崇由

③農政担当 高橋理子 ④整備振興担当 山崎正嗣

(2) 商工林業観光課（3人）

- ①商工林業観光課長 赤羽尚起 ②商林業担当 渡邊訓之
③観光工業担当 山口 武

(3) 都市建設課（5人）

- ①都市建設課長 阿部正信 ②市街地整備班長 森田昭一
③管理住宅担当 和田理男 ④道路河川担当 柳田 豊
⑤市街地整備担当 石川 節夫

(4) 教育総務課（1人）

- ①教育総務課長 塚原延欣

(5) 生涯学習課（4人）

- ①生涯学習課長 高沢いづみ
②公民館 小野寺良夫、細川智弘、塚原博実

(6) 農業委員会（1人）

- ①担当 坪山好治

(7) 上下水道事務所（4人）

- ①上下水道事務所長 阿久津万寿 ②下水道班長 奥村 浩
③上水道担当 齋藤正一 ④下水道担当 上野恒夫

6 欠席説明員 なし

7 担当書記 藤田 敬久

8 付議事件

- 議案第4号 平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第5号 平成27年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第23号 平成26年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
陳情第8号 中・安沢線道路拡幅の陳情
陳情第9号 中・安沢線道路拡幅の陳情
陳情第10号 大型車両の市道前岡4号線通行禁止を求める陳情

9 会議の経過及び結果

【開会】

○委員長（宮本妙子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 (10:31)

○委員長 この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、意義ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (10:31)

(休憩)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。 (13:28)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

【議案第4号】 平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

【議案第5号】 平成27年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第23号】 平成26年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【陳情第8号】 中・安沢線道路拡幅の陳情

【陳情第9号】 中・安沢線道路拡幅の陳情

【陳情第10号】 大型車両の市道前岡4号線通行禁止を求める陳情

以上6件である。

【議案第4号】

○委員長 「議案第4号 平成27年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道班長（奥村浩）

(補正予算書15頁を朗読、予算に関する説明書50頁から54頁により説明)

【歳入】

4款1項1目 一般会計繰入金は、今回補正をするにあたり822千円を減額。

【歳出】

1款1項1目 一般管理費は、職員給与費822千円の減額で、職員の異動に伴う減額補正。

54頁、給与費明細書は記載のとおり。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第4号は、原案のとおり可決された。

【議案第5号】

○委員長 次に「議案第5号 平成27年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○上下水道事務所長（阿久津万寿）

（補正予算書19頁を朗読、予算に関する説明書56頁から61頁により説明）

今回の補正は、議案第4号と同様に人件費の補正である。定期異動により補正額が増えた形。給料の高い者が異動により来て、給料の安い者が出た。人数は変わっていない。

【収益的収入及び支出における支出】

1款1項5目 総係費1,928千円の増額。水道職員10名のうち、7名を営業関係の収益的な職員としてみており、3名を工事関係の資本的な職員としてみている。今回は営業関係職員に係る補正である。法定福利費は年金関係に使われるもの。法定福利費引当金は、ボーナス分の積立。

【資本的収入及び支出における支出】

1款1項1目 施設整備費620千円の増。収益的収入及び支出における支出と同様。内容は同じ。

○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○副委員長（伊藤幹夫）人件費の問題で、人数は変わっていない。たくさん取る人が入って少ない人が出て行ったとのことだが、たくさんお金を取る人が入ってきたことの意味は特殊技能を持っている人なのか。

○上下水道事務所長 そのような意味ではなく、単純な定期異動人事。給料の安い職員が転出し、高い職員が入ってきたことによる人件費の差額分を補正したもの。

○副委員長 つまり年齢の高い方が入ってこられて、若い方が出て行ったということか。

○上下水道事務所長 お見込みのとおり。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。よって議案第5号は、原案のとおり可決された。

【議案第23号】

○委員長 つぎに「議案第23号 平成26年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○上下水道事務所長

(議案書39頁を朗読、決算書296頁により説明)

平成26年度に利益が出たものを、減債積立金と建設改良積立金に積み立てるというもの。地方公営企業法第32条において、剰余金の処分については条例または議会の議決を経て処分を行わなければならないことになっている。矢板市の場合は、条例ではなく議会の議決を経て処分したいという考えである。

内容については、当年度末残高において議会の議決による処分額のうち、減債積立金の積立額が500万円。この額に特に基準はないが、毎年500万円で積み立てている。次に建設改良積立金の積立額が2,000万円。なお、前年度は7,500万円の積立だったが、平成26年度は若干使用料収入等が減っていることもあり、積立ができなくなっている状況がある。そのほか、残りは自己資本金への組入で内容は記載のとおり。

○委員長 これより議案第23号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終結する。続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終結する。これより採決する。議案第23号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって議案第23号は、原案のとおり可決された。

【陳情第8号・陳情第9号】

○委員長 次に、「陳情第8号 中・安沢線道路拡幅の陳情・陳情第9号 中・安沢線道路拡幅の陳情」を一括議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(陳情文書表1頁、2頁を朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 一部地元だが、本日現地調査をしたところ、非常に道路は狭いので、なおかつ途中にちゅーりっぷ保育園がある。聞き及ぶところでは70名程の園児をお預かりされているとのこと。駐車場の車の台数をみても、朝夕に関しては相当混雑するような状況が見受けられるので、今の道路幅だと非常に支障があるように見える。そのような点からすると、地元の意見としての願意についてはおおよそ妥当であると思う。

○中村久信委員 私も同様である。朝確認をしたが、保育園に入る車が通勤時間帯ということ、基本的に保育園は送迎がないので保護者が連れて行かなければならないということで、通勤時間帯、通学時間帯の交通量は多いと認識した。北側の県道からの入口しかみていないが、やはり入る車と出る車がすれ違えない状況であるので危険な感じも見受けられる。本日現地調査をして、ところどころすれ違い可能などころはあるが、基本的にはすれ違えない状況であるので、ここに書かれているように願意は妥当であると認識した。

○佐貫委員 願意妥当。

○中里委員 私の友人は軽自動車であそこに子どもを連れていくと言っているが、基本的には母親が連れて行く。女性の運転が良い悪いという問題にすることではないと思うが、女性同士がすれ違うのはお互いにかかなりのストレスを持って朝気をつけながら行っているけれども、擦ったりというのは多々あるようなので、すれ違いができる避難帯を造ったり、もう少しバウンドがないように平らにしていだいたりということからでもはじめて考えていただければありがたい。できれば前向きに検討していただきたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第8号及び第9号は、採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第8号及び第9号は、採択とすることに決定した。

【陳情第10号】

○委員長 次に、「陳情第10号 大型車両の市道前岡4号線通行禁止を求める陳情」を議題とする。事務局に陳情文書の朗読を求める。

○事務局

(陳情文書表4頁を朗読)

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 何点か当局に確認したい。陳情文書表の上から3行目「市道前岡4号線からの迂回路進入を行った結果大型車両が進入し、市道損壊に至った。」という現実はあるのか。次にその2行下「市は道路幅や待避所があり通行可能であるとの見解を示し」というのは本人から言われて当局が回答したということか。それはいつ頃のことか。次に陳情の理由のところ3行目「狭小道路で道路法、車両制限令の法令に抵触する道路」なのか。

○都市建設課長(阿部正信) まず1点目の市道損壊に至ったということだが、それはあった。現地を見ていただいたが、太陽ドライブインに入り、左に曲がる時に大きく曲がらなければならず、右側の路肩の部分のところに車が路肩に乗ってへこんだことがあり土を補修した。補修後それだけでは対応できないので、赤いポールを立て対応した経過がある。

2点目及び3点目については、経緯等について説明をしたい。国道4号線の矢板インターまでの拡幅整備に伴い、供用開始後の平成25年5月ごろ、陳情者は市道前岡4号線の道路管理者である市に対し市道の騒音・安全対策を求めてきた。もとより道路管理者の根拠法律である道路法による当該市道は、2.5メートル以上の車両が通行するには道路管理者の許可を要することとなっている。今回の要求は道路法ならびに関連通達である車両制限令の規定から道路管理者としての権限としての車両幅員2.5メートル弱の大型トラックについても通行を規制しろとの趣旨である。この要求に対し、道路管理者である市としては道路法及び車両制限令の規定と当該道路の幅員の状況を勘案した結果、車両制限令第6条第1項の道

路であるいわゆる幅員2.5メートル弱程度の車両が通行可との判断を回答している。この回答に対し陳情者は、当該道路が車両制限令第6条第2項の路線であるから通行制限が可能としての主張を曲げず協議が不調になった経緯がある。このことは平成26年度から、さらに地元の片岡三区行政区長が仲裁役となり双方、市と陳情者の調整をしていただいた。そして昨年7月に区長から市の解釈が妥当であることについて、法的知識を有する第三者の判断を求めてほしいとの要望がなされた。市としては顧問弁護士である伊沢弁護士の見解をいただくことになり、昨年10月に伊沢弁護士と協議をしたところである。その結果、当該道路は車両制限令第6条第1項の道路とする市の判断は適切であるとの見解を得た。よってこのことについて区長に報告をしたところである。それに対し区長の方からは、陳情者本人に対してその報告をしたと聞いている。

- 委員長 暫時休憩する。 (14:09)
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (14:29)
- 委員長 ほかに意見はないか。
- 中村久信委員 当局に1点確認したい。陳情文書の中に「道路の一部後付け改修工事を行い大型車両通行可能としている。」とあるが、表現からするとそのような指摘をされたので道路を拡幅して通れるようにしたようなニュアンスに受け取れるが、この中身について説明いただきたい。
- 都市建設課長 この部分での道路の一部後付け改修工事というのは実際には行っていない。
- 大貫委員 要は太陽ドライブインのために後付け工事を市が行い大型車両が入れるようにしてやったということはないということによいか。
- 都市建設課長 その後付け工事はやっていない。
- 藤田委員 現実問題として、この市道前岡4号線について把握していれば教えていただきたいが、陳情者が言うところの大型車両は1日何台くらい通っているのか。また陳情というのは実情を述べ改善を願うということだと思うが、市道損壊は実情であって現実として、市民の安心や安全な生活を脅かしていたり、経済活動を妨げたりしている状況はみられるのか。
- 都市建設課長 台数、何台通過するかということについては、当初平成25年5月頃からこの話があり、実際1日ずっと交通量調査はしていないが、1台か2台程度と把握している。今現在に至ってはいろいろ店も変わったようなので、台数的にはもっと減っているのではないかと思う。通った結果で前後の生活に支障を来しているかについては実際そういったことは耳に入れていないので、そういうことはないのかと状況としては思っている。経済的にも影響をしているという状況はつかんでいない。
- 藤田委員 法令等の解釈の話になっており、実際何を陳情したいのか理解できない。もし「市民の安心、安全の生活や経済活動」等を妨げているのであれば問題だと思うが、正直よく分からなかった。
- 副委員長 陳情文書表下から7行目、「ところが市は待避所につき顧問弁護士の見解とし、道路の」うんぬんと書いてあるが、いつ弁護士に相談をし、どういった答えがあったのか確認したい。

○都市建設課長 顧問弁護士との相談は昨年10月に行い、見解を得て、結果を区長に報告をした。

○委員長 暫時休憩する。 (14:36)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (14:40)

○委員長 ほかに意見はあるか。

○大貫委員 陳情者から出された文面についての現地調査をしたところ、幅員は5メートルを確保できる場所が何点もあり、なおかつ待避地となるポイントがいくつもある現状からすると願意については認めることができないので、不採択とすることに賛成である。

○守田委員 この願意に基づく一般車両の通行も制限をかけられるということで、経済的活動がそこでストップしてしまうというような問題も生じるということであるので、大貫委員の意見に付け加えさせてもらい、この願意については不採択を希望する。

○中村久信委員 私も同様。法令のほう当局にいろいろ確認したがそれに対しては問題はないということと、錯誤かどうか分からないが、一部誤認もこの中に出てくるということも含めて認められないということで意見を述べさせていただく。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第10号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって陳情第10号は、不採択とすることに決定した。

【陳情第1号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第1号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 事務局に6月以降の他市町の状況報告を求める。

○事務局 不採択が佐野市。継続審査が大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市の4市。9月定例会で審査するところは栃木市、小山市、真岡市、下野市、高根沢町。

○大貫委員 再度継続がよい。

○守田委員 継続でよいと思う。

○委員長 暫時休憩する。 (14:47)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (14:50)

○委員長 ほかに意見はないか。

○守田委員 大変難しい学校教育の中の一部の問題である。引き続き調査研究をしてやっていきたいので継続審査でお願いしたい。

○大貫委員 陳情文面に教室の確保とか環境の改善を求めており、全国的にこの規模でやると矢板市だけの問題ではなく国の問題になるので、もう少し全国的な観点から矢板市の立場、

状況、栃木県の状況を勘案して判断をしなければならないので、もう少し調査研究をして継続審査が妥当であると思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第1号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。よって、陳情第1号は、継続審査とすることに決定した。

【陳情第2号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第2号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 事務局に他市町の状況報告を求める。

○事務局 不採択が佐野市、那須塩原市、那須烏山市の3市。継続審査が大田原市、さくら市の2市。9月定例会で審査するところは栃木市、小山市、真岡市、下野市、高根沢町。

○大貫委員 給付方式、貸与方式ということの争点があるが、全員が給付されると予算的な考えも必要。内容については少し無理があると思う。不採択が正解だと思う。

○佐貫委員 今の貧困問題というのを調べている。今122万円以下の子どもの貧困層が6人に1人で過去最大の状況。その6人に1人の子たちの次の世代もその半分が貧困になっていく。つまり貧困が貧困を生んでいく時代は過去最大に今広がっている。昔の方が貧しいのではないかということではなく、昔より今の方が貧しい方々が広がっているのが現実。そのときに教育をあげて、例えば就職の機会を広げて貧困をそこで断ち切るとというのが重要なことではある。その一つの手段として現金給付の大学、給付制奨学金というのは重要なことである。陳情文書のなかにOECDと書かれているが、実はOECDの中で自分のお金で大学に行くのはイギリスと日本だけ。他は全部公費で賄っている。非常に日本の高等教育として公的負担の少なさが相当な課題になっている。家庭の負担が非常に多い。つまり貧しい家庭は支払えないから結局高校も大学も行けないということが広がっているのが現実としてある。本当に昔より今の方が貧しい子が増えている。給付制奨学金創設については、今後、まち・ひと・しごと創生法のなかでも生活困窮者対策及び人を育てていくというところで厚労省も動いているところであるので、これについてはまだまだ僕の方も勉強不足なので、一旦継続とさせていただければと思う。

○中里委員 国立大学の学費が値上がりするかもしれないという話が一部出てきて最近聞いた記憶がある。今奨学金をもらっている子は全員ではなく、やはり一部生活の苦しい家庭の子を中心に返済型の奨学金をいただいて大学に進んでいる子がかかなりの数いると思う。一部の学生に対してでも早く給付方してほしいというのは、生活の年収レベルでいうと200万円とか300万円では大学の費用を捻出するのは到底難しいので、国立大に行っても年間最低

で100万円、入学金等々学費で一年で簡単に200万円くらい奪われてしまう。そうすると年収分は大学だけで飛んでしまう状況にあるので、こういったことは国を挙げて考えていく問題ではあると思うので、ぜひもう少し勉強する機会を与えていただければと思う。継続でお願いしたい。

○藤田委員 個人的な意見としては、私は十代で父親が亡くなり、自分の家業を就労しながら東京の学校まで通わせていただいた。私立の大学だったが、その学費と交通費を捻出するのは大変な苦勞をした覚えがある。なのでこの給付制奨学金は正直賛成ではあるが、ただ中里議員が言ったように国レベルの話でもあるし、自分自身勉強不足でもあるので継続審議を望む。

○中村久信委員 非常に難しい課題である。ひとつは大学という最高の教育機関で、貸与式の奨学金もあるがこれについても申請して皆が皆受けられるわけではない。まずはそういうところを充実して、本当に意欲がある人は行けるような仕組み作りを。当然ながら行けない人も行かない人もいるわけなので、後から働いて返すというのは当然のことなので、まずは貸与式を拡充して意欲がある人は全員受けられるように。またそのような中で成績優秀であれば一部減免制度も必要かもしれないが、そういったことをしていくのがまず第一歩ではないかという気がする。税負担を大きくして誰もが無償で大学までいける仕組みを作っている国もたくさんあるが、日本はそのような仕組みになっていない。支離滅裂かもしれないが、継続審査でその辺りを検討させていただきたい。

○副委員長 例えば奨学金を頂いて大学を卒業しても、3割くらいの人がなかなか奨学金を返せず社会人になって苦しんでいる人もいる。今意見のなかで税制の問題もあった。欧米、北欧などでは国全体がそういった目的をきちんとして、税率も違うが社会全体がゆりかごから墓場まで、そういった福祉社会もあるので、これからの日本の方向性を考えながら研究していかなければならない。私も勉強が足りないので何が一番これからの若い世代、子ども達のために残せるか考えたいと思うので継続でお願いしたい。

○委員長 暫時休憩する。 (15:03)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (15:03)

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第2号については、起立により採決する。継続審査とすることに賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。よって陳情第2号は継続審査とすることに決した。

○委員長 暫時休憩する。 (15:12)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (15:20)

【陳情第3号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第3号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を

復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 他市の状況について事務局の報告を求める。

○事務局 不採択が佐野市、那須塩原市、那須烏山市、大田原市の4市。継続審査がさくら市。9月定例会で審査するところは栃木市、小山市、真岡市、下野市、高根沢町。

○大貫委員 この陳情については、途中で政権が変わり政局が変わったので、無償化が所得制限制度に変わったものである。前2号と同じく、国家的な予算の編成上考えると、いわゆる所得格差、多くの高校生を無償化するのは一部問題があるので、所得制限制度は妥当だと思うので、不採択とすべき。

○中里委員 年2回、申請のためのチェックがあるが、おそらくこれから稼働されるマイナンバー制度を利用すると、こういったチェックも簡素化されていくのではないかと思うし、年収に関してもしっかりと収入の把握というのが制度の活用によりさらに広がっていくことを前提とすると、現状において国の財政などを考えると年収制限は致し方ないかと思う。不採択でよいのではないかと思う。

○守田委員 国に対する予算措置を増やしてくれということかと思うが、今、消費税増税の問題で軽減税率等いろいろあると思うが、2%増やして平成29年度から実質税率が上がってくるわけだが、最終的に国民負担で高校無償化という内容も含まれているので、私は何でもかんでもバウチャー方式というのは、給付型というのはいいものかどうかは疑問に思うところである。よってこの陳情については不採択でお願いしたい。

○中村久信委員 先ほどの陳情でいろいろ出たが、確かに貧困というのは連鎖するというのは実際出ているし、一時高校無償化もしたというふうに思うが、高校生の段階で経済的理由でやめざるを得なかったという話も多く報道されている。先ほどは反対的な考えを一部述べたが、どこが違うかという、大学生と高校生の差がそこにあって、この件については、今ほとんどの、という言い方は正確ではないかもしれないが、多くが高校へ進学している。そこまで義務教育にならなくてもそういう状況を鑑みれば、除々に高校までの無償化は必要であると思うし、できればその辺のことも踏まえて継続にさせていただけたらと思う。

○藤田委員 高校の学費と大学の学費は桁が違うという問題もあり、高校無償化、反面、これは子どもを産み育てる親の義務として、高校の授業料くらいはあたりまえの支出なのかと思ってみたり、正直まだ不勉強なところがあるので、継続審議をお願いしたい。

○佐貫委員 910万円以上の方々は有償で、それ以下の方々は無償の現状ではあるが、910万円以上の方々の状況とか数が分からない。まだまだ調べなければならないことがあるので継続でお願いしたい。

○副委員長 前回継続で皆さんから意見をいただいたが、その中で多かったのは法の上での平等で910万円という数字がいかげなものかという意見があった。これはやはり今私達がこの場で決めるのではなくて、将来的な法の体制も含めて継続でよいのではないかと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。陳情第3号は、起立により採決する。陳情第3号については継続審査とすることに賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。よって、陳情第3号は、継続審査とすることに決した。

【陳情第4号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第4号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 他市の状況について事務局の報告を求める。

○事務局 採択が那須塩原市。不採択が佐野市。継続審査がさくら市、那須烏山市、大田原市の3市。9月定例会で審査するところは栃木市、小山市、真岡市、下野市、高根沢町。

○大貫委員 35人以下学級の前進を求める陳情ということだが、35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てることということになると、矢板市の現状からすると無理な内容であるので、不採択でお願いしたい。

○中里委員 矢板市においては、大体35人以下学級になっているかと思うがいかがか。

○教育総務課長（塚原延欣） 陳情文書には小学校1年、2年は国の措置でと書いてあるが、現実的には1年生は国の措置で、2年生は県で手当てをしていただいております、3年生以上は40人ということで、矢板では泉地区の学校が小中30人ということでやっている。現実的には35人を超えているクラスもあるが、36人とかそういった数字である。

○中里委員 現実問題として子どもの数がどんどん減っていくと、矢板市内では基本的にはクリアされていく人数、35人以下学級に自然となっていくものなのか。それともなっぺいかななくて40人だったら40人クラスがひとつできるというような形か。

○教育総務課長 一学年一クラスしかない学校だとそういうことはあり得ると思うが、一学年に複数、例えば具体的に矢板中学校だとか東小学校だとかということになると、その学年、人数によって例えば73人であれば40人が適用だと2クラス、35人になると3クラスというのは人口が減ったとしても学校の規模によって出てくると思う。

○守田委員 これは全国的に少子化の問題があったりする。35人学級は国の措置と県の措置といろいろ年齢によって違うと思うが、教職員定数がこの措置によって増えてしまうという可能性がある。それに対する予算措置等々問題で、国のほうでも難色を示している審議の内容ではないかと。一部では国の考え方として財源を移動するのに教職員の削減で何千億ですよという問題も論議されている中で今の時代に即応しないと考えている。それよりもここに投下する財源をもっと少子化対策等に投下したほうがいいのではないかと思うので、これは逆行した考え方かなと思うので、大貫委員同様、不採択にすべきだと考える。

○中村久信委員 当局に分かれれば教えていただきたいが、35人学級、個人的には40人よりは35人学級のほうが望ましいと思っているが、今の基準でいくと当然ながら教職員の配置はされない。が、市独自で35人学級にして、市単独で教師を配置しているところもあると

思っている。今の県内、全国的な状況が分かれば教えていただきたい。

- 教育総務課長 県内自治体の具体的な状況は分からないが、あるということは聞いたことがある。市長会、教育長会のほうでは県を通じて国の方に35人以下学級の実現ということで要望はしている。
- 中村久信委員 市町も教育上35人学級が望ましいという考えを出していると思う。私もそう思っている。そのためには、それを実現するためには、基礎自治体がそれを補わなければならない。教員がその分、数が増えるので増えた分を補わなければならない。そういう課題があるということで、それを国の責任において35人学級で教員を配置してもらおうという方向でいろいろ出しているのだと思うし、その辺を、先ほどの県内又は全国的な状況も調査したいという考えもあるので、各自治体が自腹を切ってまで35人学級を実施しているところも調査したいということもあり、継続審査としたい。
- 佐貫委員 6月でも述べたことだが、先生を増やせばいいというわけではなく、例えばスクールカウンセラーだとか他のスタッフなのかということ。先生を増やした方がいいのかということ、今勉強中で結論が出ていない。継続させてほしい。
- 藤田委員 36人がだめで35人がオーケーという理由が分からないので、勉強する。
- 中里委員 学校の先生方の立場に立つと、子どもたちが少ないほうが一人ひとりをよくみられるという意見が出てくると思うが、保護者からみて30人のクラスと36人のクラスとどちらが活気があるのというと、教室のなかに27人とかのクラスもある。寂しいないつも思っている。友達がたくさんいるというのもひとつ成長するには必要な、いろいろな友達をつくるチャンスだったり、いろいろなことに揉まれるチャンスも広がるわけなので、簡単に35人以下にするというのもひとつの見方であって必ずしも子どものためになるのかなという思いがある。もう少し勉強させていただきたいので継続審査でお願いしたい。
- 副委員長 そもそも35人という規定が何を基準にやっているのか分からない。私のときは45人いた。先輩方には50人というクラスもあったと思う。それでどんな弊害があったのか。確かに物的な弊害はあったのかもしれないが、精神的なものとか他の要素を考えた場合にさほど変わりはないのではないかという思いがある。基準の数字を誰が決めて、根拠となる数字が分からないので、継続にしてもらいたい。
- 委員長 意見はこれにて終結する。陳情第4号は、起立により採決する。陳情第4号については、継続審査とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

- 委員長 起立多数である。よって、陳情第4号は、継続審査とすることに決した。

【陳情第5号】

- 委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第5号 片岡駅利便性向上に関する陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。
- 委員長 意見はないか。
- 大貫委員 6月に現地調査をした。陳情内容については一部可能になっている部分もあるが、

要望事項のベンチ、椅子の設置、エレベーター乗降口が分かりにくい、トイレ場所等の案内、時刻表、時計の設置、青春18切符の購入可能、ホームと電車の隙間、段差等の内容については、矢板市が感知するところではない。陳情内容が矢板市が受ける内容ではないので、不採択としていただきたい。

○守田委員 現地調査で確認している。JRと市執行部とのやりとりも多く含まれている部分がある。その他についてはJRの事業であると認識しているので、民間の事業にくちばしは容れられないので不採択でお願いしたい。

○委員長 暫時休憩する。 (15:50)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15:54)

○委員長 ほかに意見はないか。

○中村久信委員 この文面からいくと、矢板市に対する直接的な要望ではなく、こういった要望事項を矢板市からJRに対して働きかけてほしいという陳情だという解釈からすると、要望事項については、1番、2番いずれをみても、できるもの、できないものはあるかとは思いますが、妥当性に欠けるものはないのではないかという判断をし、願意妥当でよいと思う。

○守田委員 行政側が、陳情ではなく、陳情前に、JRと駅を造る段階においてこのような協議がある程度なされていたわけである。改善計画等で陳情内容が参考になっているか否かは分からないが、そうすると審査をする基準がない。ということは、これをやってこの要望を逐次行政のほうでやってしまったらこの人がやったということになる。陳情が出てきても我々が審査することがないと思う。結果的には言っていることは分かるが、議会に可能ではないことを、議会のみなさんに勉強してなんとかやってもらいたのだということが陳情であって、全然違うのではないか。だから採択はできない。

○中村久信委員 あくまでも行政が直接的に手を出すということではなく、このような要望、課題があるので、解決にむけて取り組んで欲しいと働きかけて欲しいという要望と解するが違うのか。

(「違います」と言う者あり)

○中村久信委員 ではどう違うのか伺いたい。

○大貫委員 最後の部分で、「片岡駅利用者が安心して利用できるよう、とりわけ体の不自由な方・・・について要請いたします。」とあるがこれは矢板市に要請である。JRに要請してくださいなら文面が違うが、矢板市に要請しても矢板市がこれをやるわけではないので、これは違うということの不採択である。

○中村久信委員 「行政からJRに対して働きかけて下さるよう、お願い致します。」とあり、その下は、それにかかっていることではないのか。私はそのように解した。

○守田委員 これはあくまでもJRに対して行政側から要望してくれという内容なので、言っていることは分かるが、我々議会としては関与しないということ。

○藤田委員 確かにJR東日本、民間企業であるが公共交通機関であるという前提で、市民の皆さんの利便性向上が図れるのであれば、行政からJRに対して働きかけをしてくださいという要望に関しては採択だと思う。

- 佐貴委員 願意妥当で採択。
- 中里委員 すでにJR側に働きかけたことを議論していることがよく分からない。採択するといわれても意味がよくわからないので不採択。
- 副委員長 駅舎ができる前にある程度矢板市として要望を出している。逆に議会で採択をして市がいろいろしたらある意味民業圧迫なのではないか。そういった点も考えた場合にいくら公共交通機関だといっても、では行政がいえば何か動くのかという話にもつながるので、不採択でお願いしたい。
- 中村久信委員 これに対して当局がJRに対してアクションを起こしたのはいつか。
- 市街地整備班長（森田昭一） 5月21日に陳情が出ており、6月議会で出された。5月下旬にはJRには伝えている。
- 中村久信委員 ということはここでやっているから議論の余地がないではなくて、出されているのが先。なので前回結論を出していないということもそういうことにつながる。当局が働きかけをしているから議論の余地がないというのはおかしいと思う。21日に議会に対して出された。実際的にはそれを受けて当局にも要望書が出たかどうかは分からないが、アクションを起こしたということだと思う。
- 都市建設課長 森田班長から話があったように、時系列でいくと5月下旬にも再度内容についてもJRのほうにも確認をした内容についてはある。ただ以前にもこういった構内ベンチ等、個別で打ち合わせをしながらやっている部分もある。すべてではなくて、再度こちらからJRに陳情書の要望事項①についてもいつ頃導入かとの再度確認を5月下旬頃には話をしたというのが、先ほどの森田班長の話である。
- 中村久信委員 私が確認したのは、ここで議論するのに当局はすでに行っていることだからというのがあったので確認をした。今、森田班長にその確認をしてそのような話をもらったが、阿部課長の話でそれがくつがえるのであれば、どれとどれとどれということを挙げてもらわないと正確な話にならないので、時系列で分けていただきたい。先ほど森田班長に確認したのはこれすべてというふうに受け取ったのでそれが不正確ということで今話があったので、不正確であれば正確なところを教えていただきたい。
- 委員長 暫時休憩する。 (16:05)
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (16:06)
- 市街地整備班長 陳情が出される前に、JRとのやりとりのなかで協議内容として挙がっていたものは、陳情書の要望事項1の①と2の②程度である。ベンチ等は以前にもあったので今後新たに駅舎が新しくなったからどこにつけようかとかそういった議論。
- 中村久信委員 確認を含めて。1の①と2の②というのはロータリー内うんぬんの件。そうすると、1の②番、③番、④番、2の①番というのは、この要望文書を見てJRに働きかけをしたということでよいか。
- 市街地整備班長 お見込みのとおり。
- 中村久信委員 一部不正確だったということで認識はした。いずれにしても、先ほど議論にあった当局がすでに働きかけている内容だから、我々委員会としてこの審議にそぐわないと

いう理由にはならないというふうに判断をする。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。陳情第5号は、起立により採決する。陳情第5号については、不採択とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。よって、陳情第5号は、不採択とすることに決した。

【陳情第7号】

○委員長 次に、前回継続審査とした「陳情第7号 長峰公園に野外ステージの設置を求める陳情」を議題とする。朗読を省略して審査に入る。

○委員長 意見はないか。

○大貫委員 この間の夏の長峰祭りでも仮設のステージで実行していた。やはりステージはイベントごとに必要性は認める。仮設・常設いずれの形にしろ、ステージがやはりほしいと思うので、矢板市文化協会会長から出されているので、この陳情については願意妥当としたい。

○中村久信委員 前回、議論の中であったのかもしれないが、常設または仮設いろいろ考え方があると思うが、これは常設だというふうに受け取る。そうしたときに、常設したときに年間どれくらいの利活用がなされるというふうにみたらよいか。

○商工林業観光課長(赤羽尚起) 商工としては1回しか使っていないのが実情。お祭りについても、実際あの場所で常にずっとやるかどうかという辺りも、議会で藤田議員の話もあったので、かならずしもお祭りをすべてあそこでやるとは……。その辺も各実行委員会との話でまた流し踊りがいいという話になる可能性もある。実際固定だということには今の時点ではまだなっていない。それ以外は協会のいろいろな行事、どの辺があるのかは分からないが、その行事のなかでステージがどの程度使われるかというのは非常に難しい。野外なので席はないので雨が降ったら使えないということになる。やる人はいいだろうが見る方が。そういったこともあるので、頻度的にいうとそんなに使わないのではないかという思いはしている。

○中村久信委員 今答弁いただいたことも漠然とした話。実際常設したらけっこうな投資額になると思う。効果のほうもいろいろ検討すべき課題は大きい。継続にしていきたい。

○守田委員 文化協会の熱心な方々の意見も分かるが、規模がわからないから、的確な見取り図がパースで描かれているのだと思うが、これだけでは内容的にも分からない。商工林業観光課長が答弁したように、年間のイベント回数等、これを仮に造ったとして、継続的に開催できるものが、矢板市として利益になるようなものができるのかということについては、今この段階では難しい議論だと思う。気持ち的には願意を汲んであげたいと思うが、慎重にもういちど財政状況等慎重に考えていきたいと思い、引き続きこの問題については研究をしていきたいと思う。

○藤田委員 今年ふるさと祭りのときに造った野外ステージのリース、組み立て料はいくらだったのか。

○商工林業観光課長 資料がないので個別には・・・。

○委員長 暫時休憩する。 (16:17)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (16:19)

○藤田委員 野外ステージ自体にはどちらかという賛成。例えば宇都宮のオリオン通りのオリオンスクエア、会津若松市の七日町に野外ステージがあり、それを使ったまちづくりを行っている。ただ、長峰公園に造ってしまうと、芝広場の目的が画一的になってしまうのかなという不安もあるので、いろいろ調査研究したいので継続審査をお願いしたい。

○中里委員 野外ステージを設置するとなるとかなりの金額がかかると思う。利用率のことを考えて検討していくべき課題。ただ、この間の長峰公園でのふるさと祭りでも、子どもたちがステージのまわりに集まって楽しく活動していた風景は印象深い。基本的には野外ステージなどがあればいろいろなことに活用ができる。ただ長峰公園にとの文言があるので、その辺も含めてあそこに本当に必要なかどうか、適しているのか、お祭りの場所がそれぞれ違うので、そういったことも含めて勉強させていただきたい。継続審査させていただきたい。

○佐貫委員 賛成。

○副委員長 使用頻度の問題もあるが、まずは安全性を考えた方がよい。あそこにそういったものを造って万が一事故でも起きたら行政の責任も問われる。継続として少し考えたい。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 なければ意見はこれにて終結する。これより採決する。陳情第7号は、起立により採決する。陳情第7号については、継続審査とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長 起立多数である。よって、陳情第7号は、継続審査とすることに決した。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で、経済建設文教常任委員会を閉会する。 (16:24)